

物価高長期化対策支援金(うちな一事業者向け)に係るFAQ

番号	質問内容	回答
手続き1	虚偽の申告・誓約を行った場合又は同意した項目に違反した場合には、どのようなペナルティがあるのか？	偽りその他故意の不正行為により本支援金の支給を受けた場合には、 ① 支援金を全額返還していただきます。 ② ①に加え、支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて請求することがあります。 ③ ①の返還に際して定めた期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した延滞金を請求します。 ④ 申請者の氏名、法人名等を公表することがあります。 ⑤ 不正の内容等により、不正に本支援金を受給した申請者を告訴・告発することがあります。 また、安易な考えで虚偽申請を行うことは重大な結果を招くこととなりますので、提出資料の改ざんや、対象となる事業者でないにもかかわらず対象事業者を装い申請するなど、虚偽の申請は絶対に行わないようご注意ください。
手続き2	申請書類を一式、郵送してもらえるか？	迅速な支給や感染防止等の観点から、申請は電子申請のみとなっておりますので、申請書類の郵送対応は受付しておりません。ご理解、ご協力よろしく申し上げます。
手続き3	申請に必要なメールアドレスは、PC用と携帯電話用のどちらでもよいのか？	どちらも構いません。受信可能なメールアドレスを入力してください。 申請には必ず、有効なメールアドレスが必要になります。  <推奨環境> パソコン:Windows 8.1、Windows 10以降 / Mac OS X 10.11以降 スマートフォン:iOS 11以降 / Android 6.0以降 ブラウザ(各最新バージョン):Chrome / Safari (Mobile Safari) / Firefox / Edge ※ IE (Internet Explorer) は推奨環境ではありませんのでご注意ください。 フューチャーフォン(ガラケー):非対応 ※ 推奨環境以外での利用の場合、デザインが異なった表示となったり、機能が使えないなど正しく動作しない可能性があります。
手続き4	新規申請を行う際、メールアドレスの承認をするためのURLが記載されたメールが届かない。	システムから送信される通知メールが迷惑メールと判定されて、受信フォルダではなく迷惑メールフォルダに格納されている可能性があります。 迷惑メールフォルダに通知メールが格納されていないかどうか確認してください。 あるいは、入力されたメールアドレスが誤っている可能性があります。 なお、迷惑メール設定されている方は、必ず次の3つのドメインからのメールを受信できるよう設定してください。  ① @okinawashien.jp ② @pref.okinawa.lg.jp ③ @mail.graffer.jp
手続き5	申請が完了したことは、何をもって確認することができるか？	申請を受付した際は申請受付を伝えるメールが自動送信されます。メールに記載のURLにより、申請状況の確認もすることが可能です。 また、審査が完了した際は審査完了を伝えるメールが自動送信されます。 不備がある場合は事務局より電話またはメールにて連絡が入る場合がございますので、予めご了承ください。
手続き6	一度申請したが、訂正をしたい。	申し訳ありません。申請者からの訂正はできない仕様のため、コールセンター(電話番号 098-901-2151)までお問い合わせください。
手続き7	誤って違う資料を添付してしまったので、差し替えたい。	申し訳ありません。申請者からの訂正はできない仕様のため、コールセンター(電話番号 098-901-2151)までお問い合わせください。 ご本人様確認のため、申請番号と、法人の場合は法人名と申請年月日、個人事業主の場合は氏名と生年月日を確認させていただきます。
手続き8	申請フォーム内に提出書類を添付できません。	添付ファイルのサイズ制限は8MBとなっております。サイズ制限に合わせて提出書類をご準備ください。 どうしても申請フォーム内に添付できない書類については、「bukkadaka@okinawashien.jp」のメールアドレス宛に送付ください。 その際、氏名、商号(屋号)、電話番号、申請番号(申請受付時に付与されます)をメールにご記載をお願いします。  ※bukkadaka@okinawashien.jp は、添付書類の受付専用メールアドレスです。本事業についてのお問い合わせ等にはご返信いたしかねます。予めご了承ください。本事業についてのお問い合わせ等は、コールセンター(電話番号 098-901-2151)までお問い合わせください。
手続き9	bukkadaka@okinawashien.jp に送付したメールの受信確認がしたい。	3営業日以内に担当者より受信確認メールを返信いたします。(自動返信機能は使用しておりません) もし、1週間経っても受信確認メールが届かない場合は、コールセンター(電話番号 098-901-2151)までお問い合わせください。
手続き10	コールセンターから電話が来た場合、折り返し連絡した方がよろしいでしょうか？ または再度電話をかけてくれるのでしょうか？	コールセンターでの連絡および通知には限りがございます。 誠に恐れ入りますが、折り返しご連絡頂きますようお願い申し上げます。 コールセンター(電話番号 098-901-2151)
手続き11	代理者が申請してもよいですか？	代理申請は可能です。ただし、審査が完了するまでご対応をお願い致します。
手続き12	過去の事業(おきなわ物価高対策支援金、うちな一事業者応援金)で提出した資料は送らなくてもよいですか？	お手数ですが、過去申請時にお送りいただいた資料であっても再度お送りください。
手続き13	提出書類で振込口座の確認書類(口座通帳の表紙及び表紙裏面の写し)とあるが、通帳を電子アプリで確認しているが、その場合は何を提出すればよろしいですか？	口座番号と名義カナと一緒に確認できるページのスクリーンショットをご提出ください。

手続き14	申請サポートセンターの予約を予約システムにて電子申請する場合や、コールセンターにて予約する場合は、どのような情報が必要でしょうか？	予約にあたり申請者名とメールアドレスが必要となります。 そのため、メールアドレスを未所持の場合は事前に取得していただくようお願い申し上げます。
要件関係1	1事業者が複数の店舗を営んでいる場合、それぞれの店舗で支給を受けることは可能か？	物価高長期化対策支援金は、店舗や事業単位ではなく、事業者単位で給付を行うものです。 そのため、1事業者が複数店舗を営んでいる場合でも、上限額は変わりません。 ※上限額：中小法人等 最大400万円、個人事業者 最大200万円  複数店舗を営んでいる場合は、申請時に複数店舗分の実績額をとりまとめ、事業主単位で申請する必要があります。別々に申請することはできません。(後から申請した分は無効となります。)
要件関係2	対象とならない事業者はあるか？	以下の事業者は対象外となります。 ① 国、法人税法別表第1に規定する公共法人 ② 政治団体 ③ 宗教上の組織又は団体 ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業として届出義務のある者 ⑤ みなし大企業 ⑥ 暴力団又は暴力団員等、暴力団員等が役員である者及び暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者
要件関係3	県内で店舗を営んでいるが、申告上の所在地が県外である場合には、支給対象となるのか？	本支援金においては、沖縄県内に本社・本店（個人事業主・フリーランスの場合には、県内在住者）を有することが条件となるため、対象外となります。
要件関係4	個人事業主（フリーランス）は、支給対象になるか？	個人事業主として確定申告をし、支援金の申請要件を満たす場合には対象となります。 ③雇用契約によらない業務契約等に基づく事業活動からの収益であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入として得られる場合には、当該収入が雇用契約ではなく、業務委託契約等により得られた収入であることを証する書類（委託契約書の写し等）が提出できる場合に限り、対象とします。
要件関係5	特定の期間のみで申請することは可能でしょうか？ 例) 2022年7月～9月と2020年7月～9月等	本申請は規定年度の確定申告にて計上された対象経費をもとに審査を行っております。 そのため特定期間に限定しての申請は認められておりません。
要件関係6	申請受付要領P6の【要件1】を満たした場合でも【要件2】で申請をしてもいいか？	【要件1】を満たす場合は【要件1】で申請してください。
要件関係7	現在は廃業しているが申請可能ですか？	支給対象外となります。
要件関係8	過去の事業（おきなわ物価高対策支援金、うちなー事業者応援金）を受給したが、今回も申請可能ですか？	簡易判断表へ入力していただき対象であれば申請可能です。申請に際して、過去の受給金額の入力とその金額が確認できる資料の提出が必要です。
要件関係9	4月～3月の間に一部休業していた期間があるが対象になりますか？	物価高長期化対策支援金では月別の金額ではなく対象期間の合計額で審査をいたします。簡易判断表へ入力していただき対象であれば申請可能です。ただし、事業実態が確認できる資料（領収書等）の提出を求めています。
要件関係10	4月～3月全て休業していた場合は対象になりますか？（売上はないが経費はかかっている。）	対象期間の全てを休業している場合は、事業実態がないため申請対象外です。